# 週休２日工事（発注者指定型）に関するＱ＆Ａ

***Ｑ１）　対象工事を受注し、週休２日工事を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。***

Ａ１　週休２日を達成できなかった場合において、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。減額変更もありません。

***Ｑ２）　必ず土・日曜日に休まないといけないのか。***

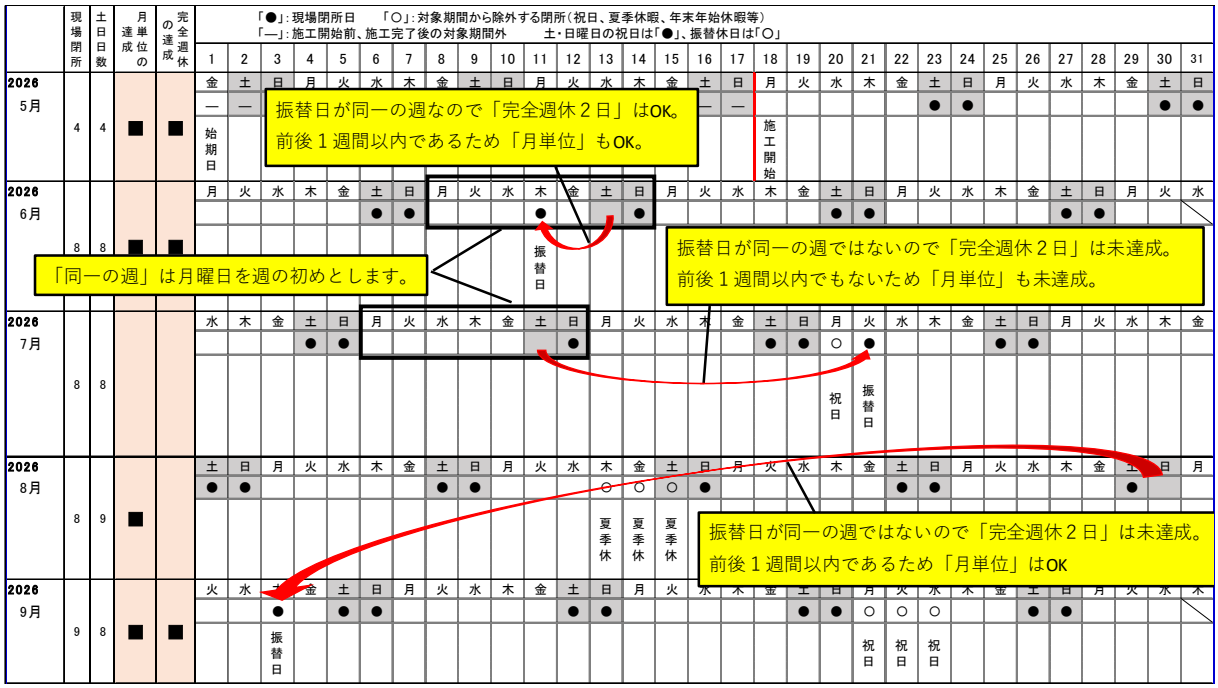
Ａ２　原則として土・日曜日を休日として確保し、現場閉所をすることとしていますが、受注者の責によらない事由（地元条件、天候等）により、やむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

***Ｑ３）　祝日、夏期休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。***

Ａ３　①土・日曜の祝日は通常の土・日曜と同じ扱いとします。
②月～金曜の祝日は週休２日の対象外とします。
③祝日の振替休日は週休２日の対象外とします。
④夏期休暇及び年末年始休暇は曜日に関係なく週休２日の対象外とします。

***Ｑ４）　振替日はいつでもよいか。***

Ａ４　月単位の週休２日は前後１週間、完全週休２日は同一の週での振替となります。



***Ｑ５）　降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。***

Ａ５　降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。振替日の条件は、Q4のとおりです。

***Ｑ６）　現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。***

Ａ６　災害時の緊急対応等、受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休２日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

***Ｑ７）　夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。***

Ａ７　夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休日等取得計画・実績表」に明示してください。夏期休暇及び年末年始休暇は、週休２日の対象期間に含まれないため、注意をお願いします。なお、夏期休暇及び年末年始休暇と土・日曜が重なった場合の扱いはQ3のとおりです。

***Ｑ８）　週休２日の対象期間とは何か。***

Ａ８　施工開始日から施工完了日までの期間とします。なお、施工開始日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く。）を開始する日、施工完了日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日のことです。また、工場製作のみを実施している期間は含みません。

***Ｑ９）　休日の確認はどのように行うのか。***

Ａ９　「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに工事履行報告書に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類として工事日報を併せて提示してもらい休日の確認を行います。工事により工事日報のみでは確認が難しい場合は出勤簿等による確認を併せて行うこととします。

***Ｑ10）　週休２日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。***

Ａ10　現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休２日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、岡山市水道局工事請負契約約款第２２条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

***Q11)　どのような場合に減額変更となるのか。***

A11　令和８年９月16日施行の週休２日工事改正要領から労務費や諸経費の補正が無くなったため、未達成による減額変更は無くなりました。

***Q12)　どのような場合に工事成績評定で評価するのか。***

A12　対象期間において週休２日を達成した場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。なお、週休２日を達成できなかった場合においても減点は行わない。

達成条件の詳細については週休２日工事計画・実績表の記入例を参照のこと

「完全週休２日」

① 全ての週で現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を実施。

② 受注者の責によらない事由により振替日を設ける場合は、同一の週で確保。

「月単位の週休２日」

① 全ての月で土・日曜日の日数以上の現場閉所を実施。（４週８休相当以上）

② 受注者の責によらない事由により振替日を設ける場合は土・日曜日の前後１週間以内で確保。

***Q13)　受注者が休日に行う夜間洗管作業はどのように扱うのか。***

A13　休日の深夜から行う夜間洗管については対象外作業とします。

***Q14)　土・日曜日の苦情対応は休みにカウントされないのか。***

A14　受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休２日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

***Q15)　対象期間中の現場パトロールはどのように扱うのか。***

A15　道路占用工事に伴う現場パトロールは、道路占用許可条件であるため対象外作業とします。

***Q16)　日をまたぐ夜間工事は何日としてカウントするのか。***

A16　一連作業で１日とカウントしてください。

例）土曜日の２１時から日曜日の３時までの夜間作業を行い、日曜日は３時以降の作業を行っていない。

→土曜日は作業日、日曜日は休日とする。

***Q17)　アスファルト殻や残土を仮置き場から中間処理施設へ土・日曜日に運んだ場合はどうなるか。***

A17　対象期間中については開所日となります。対象期間の考え方は、工事目的物の施工に係る

現場作業を開始する日から現場作業が完了した日までとなります。現場作業完了後（施工完了日以降）の産廃等運搬については、対象期間外の作業となります。

***Q18)　準備工・片付け期間中の事務的作業は対象期間外でよいか。***

A18　対象期間外として下さい。

***Q19)　土・日曜日以外の日に緊急修繕工事を行った場合、その日を週休２日工事の休日とカウントしてもよいか。***

A19　週休２日工事では、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。休日を振り替えることができるのは、やむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合となります。この場合は、緊急修繕工事を行った日を週休２日工事の休日とカウントすることはできません。なお、このような修繕対応が重なり、工期内に工事を完成することができない場合は、Q10の回答にもある「受注者の責によらない事由」に該当しますので、岡山市水道局工事請負契約約款第２２条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

***Q20)　休日を振り替える場合の協議に工事打合簿は必要か。***

A20　工事打合簿は必要ありませんが、工事日報へ監督員と協議した旨記載してください。

***Q21)　開所日とは何か。***

A21　開所日とは週休２日の対象期間において、現場作業や事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検等の品質確保上最低限の作業等です。

***Q22)　契約後の計画時における対象期間の最小日数は？***

A22　実施要領に「対象期間が４週間（２８日）以上」とあるので月単位を選択する場合は２８日が最小の計画となります。

***Q23)　週休２日の計画において受注者は対象期間の見込みを２８日以上としため、月単位の週休２日」を選択したが、実績では２８日未満となった。この場合の週休２日は未達成となるのか***

A23　２８日以上の計画に合理性があれば達成とします